

当機構の施設整備に関する予算執行問題の概要等について

沖縄科学技術研究基盤整備機構においては、第1研究棟及び管理棟の整備に当たり、施設整備費補助金として138億円が確保されていたところ、実験・研究室整備に係る大幅な仕様変更に伴い、実際の施設費(執行額)が、当該予算額から約38億円の超過となった。その概要等については、次のとおりである。

1. 概要

- 第1研究棟及び管理棟の整備(平成22年3月竣工)については、平成18年度から平成21年度において、内閣府からの施設整備費補助金が138億円措置されていた。
- 実験・研究室の整備の段階において、研究者からの要望等を受け、研究環境の充実に必要な大幅な仕様変更(※)を行い、平成21年4月の工事契約締結時において、予算額を約30億円超過していた。
※ 動物飼育施設に必要な空調機器の整備、スーパーコンピュータ対応のサーバールームの整備等
- その後、工事期間中にも仕様の追加変更を行い、さらに約9億円が上積みされた結果、最終的な執行額は約176億円となり、予算額を約38億円超過することとなった。
- これは、工事契約の締結・変更の過程において、施設整備費補助金と運営費交付金等による一体的総合的管理が徹底されず、具体的な対応策を十分に検討できていなかったこと等によるものである。

2. 予算上の対応

- 上記の超過額については、平成21年度中に既定予算の範囲内で対応した。その内訳は次のとおり。
 - － 運営費交付金からの支出の節減： 2.5億円
 - － 第2研究棟等に係る施設整備費補助金の充当： 35.5億円

3. 改善策

- 本件については、平成22年2月及び3月に、内閣府独立行政法人評価委員会分科会に対して報告を行い、同分科会において、改革の方向性等に係る提言を含め、御見解をお取りまとめ頂いており、機構は、これに沿って、管理運営体制の抜本的な強化に向けた改善策を講じている。
(改善策の概要)
 - ・ 組織構造の再構築
 - ・ 実務レベルでの体制強化と業務改善
 - ・ 研究環境の着実かつ効率的な整備
 - ・ 監事による厳格な監査の実施等 等

Independent Administrative Institution
Okinawa Institute of Science and Technology Promotion Corporation
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

Establishment of the OIST Facilities and Construction Budget Review Committee
「OIST 施設及び建設に関する予算検討委員会」の設置について

Approved on April 19, 2010

平成 22 年 4 月 19 日 決裁

1. Purpose of the Committee 委員会の目的

The Independent Administrative Institution Okinawa Institute of Science and Technology Promotion Corporation (hereinafter referred to as the “Corporation”) establishes the OIST Facilities and Construction Budget Review Committee (hereinafter referred to as the “Committee”) to review the Facilities and Construction budget in terms of appropriate budget execution.

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）は、適正な予算執行の観点から施設整備に係る予算について検討するため「OIST 施設及び建設に関する予算検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. Composition of the Committee 委員会の構成

The members of the Committee are as follows.

委員会のメンバーは次の通りである。

- (1) Executive Director (ex officio)
理事（オブザーバー）
- (2) Chief Administrative Officer (Chair)
事務局長
- (3) Director of Finance and Human Resources
財務・人事部長
- (4) Director of Facilities and Construction
施設・建設部長
- (5) Manager of Campus Building Section
キャンパス建設課長
- (6) Manager of Budget Section
予算課長

Attendance is in person but can exceptionally be by teleconference. No proxy is possible.
会議は原則本人出席によるものとするが、例外的に電話会議による出席も認めるものとする。

Other OIST members or external parties can be invited on an “as needed” basis.
必要に応じて以下の機構内部の職員又は外部の者の出席を求めることができるものとする。

3. Operation of the Committee 委員会の運営

(1) Chair 議長

The Committee is chaired by the Chief Administrative Officer who calls the meeting and decides its agenda at least one week before the date of the meeting, taking into account the requests received at that time.

事務局長が委員会を招集し、議長を務めるものとし、遅くとも会議の一週間前までにそれまでの要望を考慮し、議題を決定するものとする。

(2) Date of meeting 会議日程

Normally the Committee meets monthly.

委員会会議は原則として月1回開催されるものとする。

(3) Standard agenda 標準的議題

(a) Presentation by Manager of Campus Building Section on current status of design and construction planning and implementation.

キャンパス建設課長による設計及び建設の実施及び計画に係わるプレゼンテーション

(b) Presentation by Manager of Budget Section on current status of design and construction budget execution

予算課長による施設の設計及び建設予算の執行に係わるプレゼンテーション

(c) Confirmation on the recommendations of the Committee to the Executive Director
理事への勧告事項の確認

4. Minutes 議事録

Executive Office Secretariat prepares draft minutes of the meeting in consultation with the Chief Administrative Officer. The draft minutes will be circulated for review and approved at the next meeting..

エグゼクティブ・オフィスは議事録案を作成する。事務局長は議事録案を次回会議の場に提出し、審査及び了解を得るものとする。

5. Report 報告

The Chief Administrative Officer shall report the recommendations of the Committee to the Executive Director.

事務局長は委員会会議による勧告を理事に報告するものとする。

当機構の施設整備に係る予算執行問題について

平成 22 年 3 月 8 日

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

当機構においては、沖縄科学技術大学院大学の研究棟等の整備を進めているところですが、今般、第 1 研究棟等の整備に係る予算執行管理に不適切な点があったことが明らかになりました。この問題につきましては、当機構から内閣府独立行政法人評価委員会沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会（分科会長：平澤冷東京大学名誉教授）に対し、事実関係を報告し、同分科会から、管理体制の不備等に関する指摘や改革の方向性等を内容とする提言が示されました。

今後このようなことのないように、役職員一同、機構は日本の公費の投入を受けて運営されているという自覚をより一層強く持ち、上記分科会から示された提言に沿って、予算の適正執行の徹底に向け、組織運営・予算執行体制に関して改革を進めてまいります。

なお、今回の事態を招いた責任に鑑み、理事長及び理事は、報酬月額 10%相当額の二ヶ月分を自主返納することといたします。

(今後の対応)

1. 組織としての効率性と国際的な研究と教育を担う特殊性に配慮した組織構造の再構築の早急な実施
2. 適正な業務運営を徹底するための実務レベルの体制強化・業務改善
3. 開学に必要な研究環境の着実かつ効率的な整備
4. 監事による厳正な監査の実施 等

以上

※ 内閣府独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会による見解（平成 22 年 3 月 2 日）[「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の施設整備に係る予算執行問題に関する見解」](#)

※ 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）のコメント（平成 22 年 3 月 2 日）[「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の施設整備に係る予算執行問題について」](#)

項目/items	necessary floor area: sqm/PI A	Numbers of PI user B	LAB1-3				LAB1/present floor area: sqm D	削減コスト/reduction cost: yen E
			LAB1 C1	LAB2 C2	LAB3 C3	total floor area C=C1+C2+C3		
1. Server room/サーバールーム	12	50	240	180	180	600	540	71,000,000
2. RI suite/RIスイート(放射線実験施設)	20	25	201	151	151	503	430	68,000,000
3. EM, Confocal room, other imaging room/ 電子顕微鏡、共焦点レーザー顕微鏡室、 他イメージング機器室	48	25	480	360	360	1,200	1,120	56,000,000
4. Vivarium - rodent, aquatic organism/動物飼育施設 - げっし類、水性生物類	80	25	804	603	603	2,010	1,810	162,000,000
5. BIO TECH/バイオテック	28	25	278	208	208	694	550	101,000,000
6 工作室/Workshop	10	25	100	75	75	250	210	28,000,000
合計/total								486,000,000

A: PI一人当たりに必要な想定面積(類似研究機関などのデータ)/necessary floor area per PI

B: 利用するPI数/numbers of PI user

C: 第1-3研究棟にそれぞれ整備した場合の合計床面積(m²)/total floor area of LAB1-3

D: 第1研究棟に整備した床面積(m²)/floor area of a room at LAB 1

E: 集約化による削減コスト(円)/reduction cost by centralization

平成21年度における随意契約見直し計画のフォローアップ

随意契約と平成19年度、平成20年度、平成21年度に締結した契約の状況

(単位:件、億円)

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		見直し計画	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(16.2%) 42	(52.3%) 25.72	(37.8%) 79	(89.0%) 79.69	(76.4%) 149	(91.4%) 73.61	(76.7%) 165	(89.7%) 87.37	(88.4%) 229	(68.6%) 33.63
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(4.3%) 9	(2.3%) 2.06	(6.2%) 12	(4.7%) 3.75	(5.6%) 12	(3.5%) 3.38	(2.3%) 6	(11.9%) 5.84
競争性のある契約 (小計)	(16.2%) 42	(52.3%) 25.72	(42.1%) 88	(91.3%) 81.75	(82.6%) 161	(96.1%) 77.36	(82.3%) 177	(93.2%) 90.75	(90.7%) 235	(80.3%) 39.47
競争性のない随意 契約	(83.8%) 217	(47.7%) 23.45	(57.9%) 121	(8.7%) 7.78	(17.4%) 34	(3.9%) 3.17	(17.7%) 38	(6.8%) 6.62	(9.3%) 24	(19.7%) 9.71
合計	(100.0%) 259	(100.0%) 49.17	(100.0%) 209	(100.0%) 89.53	(100.0%) 195	(100.0%) 80.54	(100.0%) 215	(100.0%) 97.37	(100.0%) 259	(100.0%) 49.17

総務省行政管理局からの事務連絡に関する対応について
(独法における契約の適正化：20年11月14日)

事務連絡にて要請されている規程等の整備状況は次のとおり。

	項 目	措 置
1	公告期間・公告方法	契約事務取扱規則に規定済
2	指名競争入札限度額	契約事務取扱規則を改正(21年3月31日)
3	包括的随契条項・公益法人随契条項	包括的随契条項は契約事務取扱規則を改正、削除済(21年3月31日)。公益法人随契条項は、同規則の表現を国の基準に合わせるよう改正(21年5月15日)。
4	予定価格調書の省略基準	契約事務取扱規則の基準額を国の基準に合わせるよう改正(21年3月31日)
5	総合評価方式・複数年度契約	総合評価方式は契約事務取扱規則に規定済。複数年度契約の取扱要領を制定(21年3月31日)。
6	総合評価方式・企画競争・公募の要領・マニュアル	総合評価方式・公募は20年3月に整備済。調達契約に係る企画競争等の実施細則を制定(21年3月31日)

以上